

済生会愛らんど地域包括支援センター
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 法人及び事業所の概要

運営主体の法人名	社会福祉法人 ^{恩賜 財団} 済生会支部山形県済生会	
法人の種類	社会福祉法人	
運営主体の所在地	山形県山形市沖町79番地の1	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 023 - 682 - 1131	FAX 023 - 682 - 1132
運営主体の開設年月	昭和27年 5月	
運営主体の代表者氏名	支部長 濱崎 ^{まこと} 允	
(フリガナ) 事業所名	(サイセイカイ アイランド チキホウカツシエンセンター) 済生会愛らんど地域包括支援センター	
事業の種類	指定介護予防支援事業所	
管理者の役職・氏名	保健師 富士 尚美	
事業所の所在地	山形市大字妙見寺4番地(特別養護老人ホーム愛日荘内)	
交通の方法	山交バス 山交ビル発 宝沢・関沢線 東沢公民館前停留所より徒歩2分	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 023 - 679 - 3611	FAX 023 - 679 - 3610
電子メールアドレス	ai.land@yamagata-saiseikai.org	
介護保険の指定番号	平成19年 4月 1日 指定 山形県指定 第 0600100127 号	
開設年月日	平成19年 4月 1日	
営業時間等 (窓口対応可能時間)	営業日・時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
	休日	土曜日・日曜日及び祝日、1月2日3日及び12月29日から31日
	特記	電話等により、休日を含めて24時間常時連絡が可能な体制
通常の事業の実施地域	済生会愛らんど地域包括支援センターの担当地区内 (山形市内の第五地区、第八地区、東沢地区)	

2. 事業の目的及び事業所運営の方針

事業の目的	介護保険法における介護予防支援・介護予防ケアマネジメント対象者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス(以下「サービス等」という)の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者(以下「サービス事業者等」という)及び関係機関との連絡調整その他の便宜を図ります。
運営の方針	ア 当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、その心身の状況、並びに環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が受けられるよう支援します。 イ 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立にサービス等の提供を行います。 ウ 当事業所は、市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連絡調整を図りながら効率的な運営に努めます。

3. 利用に関する事項

利用の条件	<p>ア 利用は、要支援認定の結果要支援と認定された方、又は、基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)対象者と判定された方が対象となります。</p> <p>イ 要支援認定を受けていない利用申込者及び、総合事業利用希望者については、利用申込者の意向を確認の上、サービス等の利用に必要な援助を行います。</p> <p>ウ 利用の場合は、重要事項の説明の後、契約書を取り交わしていただきます。</p>
-------	---

4. 職員の職種・員数及び職務内容等

	職種	常 勤			非常勤			常勤換算
		男性	女性	計	男性	女性	計	
所属する 職員の人数・構成	センター長 (愛日荘施設長)	男性	女性	計	男性	女性	計	0.1人
		人	人	人	1人	人	1人	
	管理者 (保健師兼務)	男性	女性	計	男性	女性	計	1人
		人	1人	1人	人	人	人	
	主任介護 支援専門員	男性	女性	計	男性	女性	計	1人
		人	1人	1人	人	人	人	
	保健師	男性	女性	計	男性	女性	計	1人
		人	1人	1人	人	人	人	
	社会福祉士	男性	女性	計	男性	女性	計	2人
		1人	1人	2人	人	人	人	
	事務員	男性	女性	計	男性	女性	計	1人
		人	1人	1人	人	人	人	
職務内容	センター長	事業所の総括的管理を行う。						
	管理者	事業所の担当職員の管理、指定介護予防支援事業の利用申込に係る 調整、業務の状況把握その他の管理、必要な指揮命令等を一元的に行う。						
	担当職員	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を行う。						
	事務員	事業所の必要な事務を行う。						
サービス従業者の 健康診断の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無							
常勤職員の 所定労働時間	1週間当たり 40 時間							

5. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の提供方法及び内容ならびに利用料

事業の提供方法	利用者の相談を受ける場所 ア 当事業所内の相談室 イ 利用者の居宅 ウ 利用者の入院先の病院等 エ 利用者の入所先の介護保険施設等														
事業の内容	①介護予防サービス計画の作成と、その内容の利用者又はその家族への説明 ②介護予防サービス計画の交付 ③介護予防サービス計画作成後の便宜の供与(アセスメント・モニタリング等) ④介護予防サービス計画の変更 ⑤介護予防サービス計画の評価 ⑥介護保険施設への紹介(希望される場合等) ⑦要介護認定を受けた場合の指定居宅介護支援事業者との連携 ⑧その他必要な事項及び相談業務														
利用料	<table border="1" data-bbox="437 759 1463 1220"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>月額料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防支援</td> <td>4,420円</td> </tr> <tr> <td>原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)</td> <td>4,420円</td> </tr> <tr> <td>簡略化した介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)</td> <td>2,210円</td> </tr> <tr> <td>初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)</td> <td>4,420円</td> </tr> <tr> <td>初回加算 ・新規に介護予防サービス計画を策定する場合、1回につき加算</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>委託連携加算 ・利用者一人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り加算</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護予防給付または介護予防・日常生活総合支援事業より全額事業者(包括)に給付、支払いされるため、原則として利用者負担はありませんが、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、上記の利用料を一旦全額お支払いいただく場合があります。</p>	種 類	月額料金	介護予防支援	4,420円	原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	4,420円	簡略化した介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)	2,210円	初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)	4,420円	初回加算 ・新規に介護予防サービス計画を策定する場合、1回につき加算	3,000円	委託連携加算 ・利用者一人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り加算	3,000円
種 類	月額料金														
介護予防支援	4,420円														
原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	4,420円														
簡略化した介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)	2,210円														
初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)	4,420円														
初回加算 ・新規に介護予防サービス計画を策定する場合、1回につき加算	3,000円														
委託連携加算 ・利用者一人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り加算	3,000円														

6. サービスの利用方法

サービスの利用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・お電話等でお申込ください。当事業所の担当職員がお伺いします。 ・事業について説明の上、契約締結後、サービスの提供を開始します。
サービスの終了	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の都合によりサービスを終了する場合 文書にて申し出て下さればいつでも解約できます。 ・事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事業によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月までに文書により通知するとともに、他の介護予防支援事業者等を紹介します。 ・その他 利用者及びその家族等が、当事業所の担当職員に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合もあります。

7. 秘密保持

秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員その他の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取り扱い契約終了後も同様とします。 ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。
-------	--

8. 相談窓口

当事業所の事業に関する相談窓口は、下記のとおりです。		
済生会愛らんど 地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所)	受付担当者	保健師 富士 尚美
	所在地	山形市大字妙見寺4番地(特別養護老人ホーム愛日荘内)
	電話番号等	電話 023-679-3611 FAX 023-679-3610
	受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 但し、国民の休日に関する法律に規定する休日、1月2・3日及び12月29～31日までを除く
山形市役所 長寿支援課 介護保険課	所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号
	電話番号等	電話 023-641-1212(代) FAX 023-624-8398
	利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 但し、国民の休日に関する法律に規定する休日、1月2・3日及び12月29～31日までを除く
山形県国民健康保険 団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地
	電話番号等	電話 0237-87-8006 FAX 0237-83-3354
	利用時間	月～金曜日 午前9時00分～午後4時00分 但し、国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

9. 苦情解決体制

当事業所の事業やその他の苦情の解決体制は、下記のとおりです。			
解決責任者	山形県済生会 医療福祉センター	職氏名	常務理事 鈴木光弘
		所在地及び電話番号	山形市沖町79番地の1 TEL 023-682-1131
		受付時間	平日 午前9時00分～午後5時00分
	特別養護老人ホーム愛日荘	職氏名	施設長 阿部 久
		所在地及び電話番号	山形市大字妙見寺4番地 TEL 023-632-2791
		受付時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
受付担当者	山形県済生会 医療福祉センター	職氏名	事務局長 長岡淳司
		所在地及び電話番号	山形市沖町79番地の1 TEL 023-682-1131
		受付時間	平日 午前9時00分～午後5時00分
	済生会愛らんど 地域包括支援センター	職氏名	保健師 富士尚美
		所在地及び電話番号	山形市大字妙見寺4番地 (特別養護老人ホーム愛日荘内) TEL 023-679-3611
		受付時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
第三者委員	すずき ひさお 鈴木 弥夫 いいざわ ひろみ 飯澤 ひろみ はが とよまつ 芳賀 豊松	直接申し出をする場合は下記のアドレスへお申し出ください。 E-mail : soudan@yamagata-saiseikai.org	

10. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生の防止 及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none">・事故の発生又はその再発防止のための措置を講じます。・利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族や居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、適宜市町村等へ報告します。・利用者に対する事業の提供により損害を与えた時は、その責が事業所に帰するときは、その損害を速やかに賠償します。・事故発生時においては、別に定める『愛日荘事故発生時の対応マニュアル』に定めるところにより対応します。
損害賠償保険へ加入	加入済み

11. 業務の委託

業務の委託	<ul style="list-style-type: none">・当事業所では、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ご利用者の介護予防サービスの計画の作成を担当する事業所(当事業所を含む)については、ご利用者及びそのご家族と協議の上、決定します。・委託業務にあたっては、当該事業所は、当事業所と同様の守秘義務を遵守いたします。
-------	---

12. 高齢者虐待防止の措置

虐待防止の措置	<ul style="list-style-type: none">・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。・虐待防止のための指針を整備します。・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。・上記措置を適切に実施するため担当者を管理者、責任者をセンター長とします。
---------	---

13. 身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化 の推進	<ul style="list-style-type: none">・利用者の身体拘束等の適正化を図る観点より母体施設に設置される委員会の参加、指針の整備、定期的な研修会の開催により職員に周知徹底を図ります。・やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
------------------	---

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

《事業所》 所在地 山形市大字妙見寺4番地
(特別養護老人ホーム愛日荘内)

名 称 社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団} 済生会支部山形県済生会
済生会愛らんど地域包括支援センター

説明者氏名 ⑩

私は、本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	⑩
家 族 代表者	住 所	
	氏 名	⑩